

## [事案 2021-249] 通院給付金支払請求

・令和4年9月2日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、通院期間のうち約款上の支払限度日数を超えた分の通院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和2年1月、オートバイ転倒により右示指・中指中手骨、左足関節外果および左踵骨を骨折したため、入院し手術を受け、退院後26日間通院した。その後、同年7月、再入院し骨内異物（挿入物）除去の手術を受け、退院後20日間通院したため、令和元年10月に契約した医療保険にもとづき通院給付金を請求したところ、両入院が1回の入院とみなされ、支払限度日数である30日分しか支払われなかった。しかし、2回目の入院・手術が決まった際に、知人が支払限度期間等について募集人に確認したところ、「大丈夫」と言われたため、全期間分の通院給付金を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約の通院給付金は、退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院は継続した1回の入院とみなし、給付金の支払いは1回の入院につき30日が上限となるが、募集人が申立人らに対して、本内容に反する説明をした事実はない。
- (2)募集人は、申立人の知人から、退院してから通院リハビリする病院が変わっても通院給付金がでるのか確認されたため、募集人は、社内で確認したうえで、通院する病院が変わったことを理由に通院給付金が支払われなくなることはない旨回答した。
- (3)募集人は、本契約の申込手続を行う前に、申立人に対して、パンフレット、設計書等を用いて、通院給付金の支払いに関する箇所を含めた説明を詳細に行った。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、通院給付金の支払限度に関する申立人らと募集人の交渉内容等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、約款上の支払限度日数を超えた分の通院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。